

高知県養殖業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県養殖業振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、基幹産業である養殖業において、一定規模以上の民間事業者の新規参入、事業承継及び規模拡大を促進することにより、養殖生産量を増大させるとともに、地域雇用の場を確保することによって持続可能な漁業と漁村の振興とを図るため、第4条に規定する補助事業者の実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助事業の補助対象経費、補助率、補助上限額等は、別表第1に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表第1に掲げる者とする。

(事業主体)

第5条 事業主体は別表第1に掲げる者であって、高知県養殖業振興事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）第3の3に定める養殖業規模拡大等事業計画（以下「計画」という。）の認定を受けたものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守するとともに、間接補助の場合は、事業主体への補助金の交付に際して、同様の条件を付さなければならない。

(1) 交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事項を変更するときは、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 事業内容の重要な部分に関する変更（計画の変更等）

イ 交付決定額の増額

ウ 交付決定額の 30 パーセントを超える減額

エ 補助事業の中止又は廃止

- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、その金額を速やかに県に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならないこと。
- (10) 補助事業者には県税の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定）

第 8 条 知事は、第 6 条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助事業者及び事業主体が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 9 条 知事は、補助事業者又は事業主体が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（概算払）

第10条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式による実績報告書1部を、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第6条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかとなった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税額仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(達成状況報告)

第12条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から計画の最終年度の翌年度までの期間、別記第6号様式により、養殖業振興事業達成状況報告書（以下「報告書」という。）を、毎年7月末日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業達成状況についての証拠書類を徴することができる。

(使用困難等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備が耐用年数に相当する期間を経過する以前に故障等により使用することができなくなったとき又は事業主体の廃業等により設備が使用されなくなったときは、直ちに別記第7号様式により設備の使用困難等報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、補助事業者又は事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

(3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 養殖業を営むに当たって、県、漁業協同組合又は関係団体の指導に従わないとき。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した設備を、耐用年数に相当する期間を経過する以前に処分したとき。

- (6) 実施要領第3の4のイに基づく改善計画の達成が見込めない場合
- (7) 補助目的に沿った使用をしなくなったとき又は事業の存続が困難となったとき。

(繰越承認申請)

第15条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、第11条第1項の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日から30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、別記第9号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号から第9号まで、第9条、第11条から第14条まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

別表第1（第3条－第5条関係）

補助事業者	事業主体	補助対象経費	補助率等	補助上限額
市町村又は民間事業者等	民間事業者等 ※補助事業者が民間事業者等の場合は同一	養殖用の設備(養殖用小割、陸上水槽等)や資材(ロープ、フロート、ワイヤー等)、機材(ポンプ、水温調節装置、自動給餌器等)及び漁船の取得並びに設備設置に係る費用	6分の1以内。ただし、事業主体が新規参入事業者である場合は3分の1以内 ※新規参入事業者とは高知県内で新たに養殖業を営もうとする民間事業者等を言い、最初の計画期間中(概ね4年間)を新規参入事業者として扱う。	3,000万円 (計画期間中)

別表第2（第7条—第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体又は第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。